



スポーツ少年団結団式

4月1日（土）B&G海洋センターにおいて、平成29年度柳津町スポーツ少年団結団式が開催され、8競技の団員・指導者が年度初めに決意を新たにしました。

式の最後には団員を代表して、ソフトテニススポーツ少年団の佐藤 尊たける選手が「スポーツを通じて健康な体と心をやしない、スポーツの楽しさを学び、友情と努力を大切にします。」と力強く誓いの言葉を述べました。



広 報

やないづ

お知らせ版



平成29年度 柳津町エコ住宅改修支援事業のご案内

柳津町では、個人住宅へエコに配慮した住宅改修工事を行う場合に、その費用の一部を助成する「エコ住宅改修支援事業」の募集を行います。



名前をリニューアル！
お手続きがより簡単に！

- ▷ エコ対象工事を必ず行ってください。
- ▷ 申請用紙や必要な提出書類が昨年までと違います。
- ▷ 小屋や車庫など住居以外への工事は対象外です。
- ▷ **平成28年度に省エネ改修支援事業を利用した方は対象外です。**
- ▷ 補助金交付決定の前に着手した工事は、補助対象外となるのでご注意ください。

◇ 受付期間

- ・平成29年4月17日(月)～平成30年3月23日(金)
- ・先着順で受付します。期間内でも予算額に達した時点で受付を終了します。

◇ 補助額

- ・補助額上限15万円
- ・対象工事費(消費税含)の2分の1(千円未満切捨て)
- ・補助金の交付は、1世帯につき1回

◇ 対象となる人

- ・町内に住所を有し、申請者が改修工事を行う住宅の所有者でそこに住んでいること
- ・申請者および世帯の者に、町税・使用料などの滞納が無いこと

◇ 施工業者の条件

- ・町内に本店・支店等の事業所を置く事業者、又は個人事業者が施工すること

◇ 申請方法

(1) 申請時に必要な書類(様式は役場ホームページ・建設課窓口で入手できます)

- ① 申請書(1号、2号様式)
- ② 工事見積書の写し^{※1}
- ③ 工事前の写真
- ④ 使用する材料等が、本町が指定する性能を備えることがわかる書類(製品のエコ性能等が記されたカタログの写し等)

※1 工事内容や使用する資材の規格、金額の内訳が確認できる見積もりであること。

(2) 変更・中止届の提出

工事の内容や金額に変更^{※2}になる場合や、工事を中止する場合に必要です。

※2 工事費の増額による補助金増額はできません。工事費が減額となる場合、補助金が減額となる場合があります。

(3) 完了報告・補助金の請求

工事完了後、14日以内に以下の書類を提出してください。

- ① 完了報告書(5号様式)
- ② 工事費の領収書の写し
- ③ 使用した材料等の型番がわかる書類(出荷証明書、納品書、保証書、写真など)
- ④ 工事中及び完了後の写真
- ⑤ 補助金請求書(7号様式)

◇ 取り消し又は返還

- ・交付決定の内容やこれに付した条件に違反したときや、偽りその他不正な手段で補助金の交付決定を受けた場合は、交付決定を取り消します。
- ・補助金を対象工事以外に使用した場合、全額又は一部を返還させることがあります。
- ・担当職員が訪問し、工事着手の有無や内容について審査することがあります。

◇ 対象となる工事

・必ず下記の項目のうち1つ以上の工事を行うことが必要です。

エコ対象工事		工事要件
窓の断熱改修工事		断熱性に配慮した内窓設置、ガラス交換、外窓交換および日射調整フィルムの施工 ^{※3} ※3原則として JIS で定める試験法に基づき遮蔽係数 0.85 以下、熱貫流率 5.9w/m ² k 以下を設置すること
外壁、屋根、天井、床等の断熱改修工事		外壁・天井・床などに断熱材・遮熱材を施工すること
住宅設備の設置工事	節水型便器設置	既存の便器を節水型便器（原則として JIS で定める大便器のうち「節水Ⅱ型」に該当し、JIS 認証を取得している製品）に変更すること
	高断熱浴槽設置	既存の浴槽を高断熱浴槽（原則として JIS で定める保温性能による区分における「高断熱浴槽」の認証を JIS 登録認証機関から取得している製品）に変更すること
	高効率給湯機	省エネ達成率が 100%以上の製品であること
	節湯水栓	次の①②③のいずれかの基準を満たすものであること。 ①台所水栓において「手元止水機能（節湯 A1 ^{※4} ）」又は「水優先吐水機能（節湯 C1 ^{※4} ）」を有すること。 ②洗面水栓において「水優先吐水機能（節湯 C1 ^{※4} ）」を有すること。 ③浴室シャワー水栓において「手元止水機能（節湯 A1 ^{※4} ）」又は「小流量吐水機能（節湯 B1 ^{※4} ）」を有すること。ただし、シャワーヘッドのみの交換は除く。 ※4 一般社団法人日本バルブ工業会が定める節湯水栓の種類を示す。
屋根や外壁への遮熱性塗装工事		屋上・外壁・ベランダのいずれかに遮熱性塗装（原則として JIS で定める試験法に基づき近赤外線領域における日射反射率 50%以上）を使用すること
環境に配慮した内装材を使用した工事		内装仕上げに珪藻土・天然無垢材・竹炭・調湿紙などの製品、または JIS で定めるホルムアルデヒド発散基準が F☆☆☆☆～F☆☆☆☆の建材を使用すること
LED 照明器具設置		新たに LED ランプ専用の器具を設置し導入するもの又は既存の器具を LED ランプ専用に変更し導入するものであること。
その他、環境に配慮した工事		その他、環境に配慮した工事と認められるもの

・エコ対象工事に合わせて行われる住宅の機能維持・向上を目的とした下記の工事も対象となります。

対象工事	工事要件
住宅改修工事 修繕、改修、模様替え、間取りの変更	屋根換え、屋根・外壁の塗装、畳替え、壁塗替え、タイル張替え、ふすま・壁紙の張替え、建具の入替え工事など
住宅の給排水設備、電気設備の改善工事	電気設備工事、上水道給水・下水道の接続工事など
住宅外構補修工事	宅地舗装、土留め・壁改修、防護柵・手すり設置、雨水処理工事など家電製品、家具などの購入については対象外です。上記以外の工事をご相談ください。

◇ その他注意事項

- ・補助金交付決定以降に着工し、平成 30 年 3 月末までに完了する工事で、工事完了後 14 日以内に完了報告を提出すること
- ・工事費が 5 万円以上の工事
- ・町が行っている他の事業で、補助金や助成金を受けている場合は、それらを除いた工事費用が 5 万円以上となる工事（介護保険の住宅改修事業等）

軽自動車税の減免申請について

身体などに障がいのある方の軽自動車税については、一定の要件に該当する場合、納税義務者の申請により障がいのある方 1 人につき 1 台に限り、軽自動車税が減免されます。

なお、普通自動車で自動車税（県税）の減免を受けている方は対象外となります。

◇ 減免対象となる条件

4 月 1 日現在、障がいのある方本人または、障がいのある方と生計を同じくする方が所有する車輛に限ります。

- ・障がいのある方本人が運転する軽自動車
- ・障がいのある方の通学・通院・通所・生業のため生計を同じくする方が所有する軽自動車

◇ 申請受付期間

4月17日（月）～5月1日（月）まで

※上記期間を過ぎてしまうと減免を受けられなくなりますので、ご注意ください。

◇ 申請窓口

総務課税務班または西山支所

申請に必要なもの

- ・軽自動車減免申請
- ・障害者手帳の写し
- ・印鑑
- ・平成 29 年度軽自動車納税通知書
- ・運転免許証の写し
- ・車検証の写し



◇ 留意事項

※減免を受けるための申請は毎年必要となります。

※普通自動車と併せての減免は受けることができませんのでご注意ください。

なお、普通自動車の減免申請は会津地方振興局県税部となります。

※障がいの程度により減免を受けられない場合がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

問 軽自動車税の減免について : 総務課税務班 電話 4 2 - 2 1 1 3

普通自動車税の減免について : 会津地方振興局県税部 電話 0 2 4 2 - 2 9 - 5 2 6 1

議会モニターを募集します

町議会では、議会の運営等に関し町民の皆様からのご意見を伺い、今後の議会運営に反映させるため、平成29年度から議会モニター募集を実施しますので、ぜひご応募ください。

活動内容

- ・会議（本会議、委員会等）を傍聴していただき、運営に関する意見を文書により提出していただけます。
- ・「やないづ議会だより」及び「柳津町議会ホームページ」をご覧ください、意見を文書により提出していただけます。
- ・議会運営に関する調査事項に回答していただけます。
- ・町議会議員と1年に1回以上、意見交換を実施していただけます。
- ・その他、議長が必要と認めたことについて、意見・提案をいただけます。

◇ 応募資格

- ・満18歳以上で柳津町に住所を有する方（町役場職員を除く）
- ・町議会の仕組みや運営に関心のある方
- ・町政及び地域社会の発展に関心のある方

◇ 任 期 平成29年5月から平成30年3月まで

◇ 募集人数 10名以内

◇ 募集期間 平成29年4月17日（月）から4月28日（金）まで

◇ 申込方法

申込用紙に必要事項を記入し、議会事務局まで持参、郵送、FAX、メールのいずれかの方法でお申し込みください。なお、申込用紙は議会事務局まで取りに来ていただくか、町ホームページよりダウンロードしてください。

問 議会事務局 電話42-2390 FAX42-3475 E-mail gikai@town.yanaizu.fukushima.jp

柳津町まちづくり推進委員を募集します

柳津町まちづくり推進委員会では、住民のみなさんの多くの声を取り入れたまちづくりを推進するため、活動に協力していただける委員を募集します。

まちづくり推進委員会とは・・・

まちづくり推進委員会は、魅力あるまちづくりを推進し、住民による主体的な地域づくりを進めるとともに、安全で住みよいまちづくりを目指し活動しています。

◇ 対象者 柳津町のまちづくりに興味・関心を持ち、18歳以上で柳津町に住所を有する方

◇ 活動内容

- ・年数回（3～4回程度）のまちづくり推進会議への出席
- ・まちづくり推進会議での提案をいただけます。

◇ 募集人数 20名程度

◇ 申込方法 平成29年4月28日（金）までに役場地域振興課観光商工班までご連絡ください。

※委員にかかる報酬や費用弁償等はありません。

魅力ある柳津町をみんなで考えよう！



問 地域振興課観光商工班 電話42-2114 FAX42-3495

E-mail kankou-shoukou@town.yanaizu.fukushima.jp

山菜・たけのこの採取・出荷等について

山菜・たけのこのシーズンを迎えました。

福島県におきましては、山菜・たけのこ 15 品目の放射性物質のモニタリング検査を行っており、その結果、食品中の基準値を超える放射性セシウムが含まれる山菜・たけのこが確認されたため、複数の市町村及び品目において、出荷が制限されています。

出荷制限の状況につきましては、下記もしくは福島県のホームページなどをご確認ください。

◇ 会津地方における林産物の出荷制限等の状況

H29.3.1現在

市町村名	わらび(野生)	たらのめ(野生)	くさそてつ (こごみ)(野生)	こしあぶら	ねまがりたけ	野生きのこ
会津若松市				× (H25.6.3)		× (H25.10.1)
喜多方市	× (H24.5.17)			× (H24.5.7)		× (H23.10.18)
北塩原村				× (H25.5.7)		× (H24.10.18)
西会津町				× (H28.4.28)		× (H26.8.25)
磐梯町				× (H24.5.10)		× (H24.10.11)
猪苗代町		× (H26.5.14)		× (H24.5.17)	× (H26.6.10)	× (H23.9.15)
会津坂下町				× (H25.5.28)		× (H24.10.18)
湯川村						
柳津町				× (H25.5.7)		× (H26.10.2)
三島町				× (H25.5.20)		× (H26.9.22)
金山町				× (H25.6.5)		
昭和村				× (H25.6.10)		× (H24.8.15)
会津美里町			× (H26.4.24)	× (H24.5.7)		× (H25.11.12)
下郷町				× (H24.5.10)		× (H25.9.26)
桧枝岐村						
只見町				× (H28.5.6)		× (H25.10.2)
南会津町				× (H25.5.16)		

※×は出荷制限が指示されている品目。()内は指示等の日。

※出荷制限は指示が解除されるまで継続します。

※福島県ホームページアドレス(ふくしま新発売) <http://www.new-fukushima.jp/>

モニタリング 14品

<春取り山菜> (12品目)

うど、うわばみそう、おおばぎぼうし(うらい)、くさそてつ(こごみ)、さんしょう、ぜんまい、
たらめ、ふき、ふきのとう、みやまいらくさ(あいこ)、もみじがさ(しどけ)、わらび

<たけのこ> (2品目)

たけのこ(孟宗竹、淡竹、真竹)、ねまがりたけ



今年度も、山菜・たけのこについて、採取が本格化する前にモニタリング検査を実施し、その結果を皆様にお知らせしていきます。



山菜・たけのこを採取する際の注意点

- ・出荷制限品目は随時更新されますので必ず確認を行ってください。
- ・出荷制限品目で、食品中の放射線セシウム基準値 100 Bq/kg を超えないものであっても出荷は行わないでください。
- ・山菜(上記品目以外の山菜についても)を出荷する場合は、最寄りの農林事務所・市町村へお知らせいただくとともに、モニタリング検査にご協力をお願いします。
- ・モニタリング結果は新聞や福島県のホームページなどに掲載されています。
- ・自家消費用の山菜・たけのこについては、各市町村で放射性物質の検査を行っていますので、お問い合わせください。
- ・有毒植物による食中毒防止のため、知らない山菜は採取せず、また、絶対に食べないでください。

問 福島県会津農林事務所 森林林業部林業課 電話 0241-24-5734
地域振興課農林振興班 電話 42-2116

山火事から山林を守りましょう

4月1日(土)から5月10日(水)までの40日間は山火事強調月間です。

春先は、農作業などで火を扱うことや山菜採りなどで森林へ入る機会が増えます。また、この季節は空気が乾燥し山火事や野火火災が多く発生しています。一人ひとりが森林などの緑の大切さを認識し、防火意識を高めることが最も大切ですので、次のことに注意しましょう。

- ・枯れ草などのある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと!
- ・たき火などの火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること!
- ・強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと!
- ・たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと!
- ・火遊びはしないこと!
- ・火気を使用する場合は、周囲の可燃物の状況に十分注意するとともに消火用の水などを必ず用意すること!
- ・たき火をする場合は、最寄りの消防署、分署、出張所へ届出ること!

問 地域振興課農林振興班 電話 42-2116
会津坂下消防署柳津出張所 電話 42-2150

クマに注意！

クマは一般的に人に対し警戒心が強い動物といわれています。しかし、最近、里でもたびたびクマが目撃されるようになりました。こうした現象は、狩猟等圧力の減少、森林環境・里地里山の変化、中山間地域の社会変化などからクマが里へ出やすくなり、人間との距離が近くなって、クマが人間へ慣れてしまい、警戒心がなくなってきたためといわれています。こうしたクマとの遭遇を避け、被害を未然に防ぐために次のような心構えが重要です。

◇里を餌場と認識させないための心構え

知らず知らずのうちにクマがあなたの周辺に住み着こうとしているかもしれません。ここではクマの生息できる場所ではないことをはっきりさせるために次の点に注意しましょう。

- ・人家の周りにクマの餌となりうる生ゴミ等を放置しない。
- ・一般の家では残飯やコンポストをきちんと管理する。廃棄果樹等は適切に処分する。
- ・人家の周りに収穫しない柿の木などを放置しない。
- ・果樹はクマの格好の餌となるため、クマに利用させないために残さず収穫する。
- ・ペットフードや家畜の餌を食べていたクマの報告もあるため、ペットフードなどはフードストッカーや納屋などに保管することが望ましい。

◇遇わないようにするための心構え

まずは、あなたの周辺にクマがいるのかどうか知ることが大事です。もし、いたとしてもクマは積極的に人間を襲うことはほとんどありませんので、まず住み着かないような対策や遇わないようにすることが必要です。

1 クマがいるのかどうか調べてみよう。（痕跡を調べる）

クマの糞：人間と同じかちよと大きめで形も人間と同じで食べ物によって変化

足 跡：右にある図で、右が前足で左が後ろ足。幅は成獣で7～13cm

熊 棚：樹上に折った枝を集めたもので、鳥の巣に似ているが、枯葉がつくことで区別

熊 は ぎ：スギやヒノキの樹皮を剥がす行為のこと。樹皮が残り、甘皮部に歯で削いだ痕が残るのが特徴



2 クマの行動を知り、遇わないような準備をする

- ・クマの痕跡や目撃情報がある場所では突然出遭わないよう特に注意してクマ鈴、ラジオなど音のするものを身につけ、クマに自分の存在を知らせるよう行動し、必要に応じて引き返す。
- ・クマは夜間や朝夕など、活発に行動するため、夜間黎明薄暮時は注意が必要で、朝早くの農作業等はクマ鈴やラジオなど音のするものを身につけるなどして、注意して作業をする。
- ・子グマを見つけたら親グマが近くにいると考えられるのでそっと立ち去る。
- ・子グマを守ろうと親は攻撃してくるので注意する。

※会津地方振興局でクマ鈴の貸出を行っています。

◇出遭ったときに興奮しない、興奮させないために

- ・遠くにいるのを発見した場合は、あわてずそっと立ち去る。
 - ・クマが興奮するので、大声で叫んだり、石や棒切れを投げつけたりしない。
 - ・クマから目を離さないようにして、できるだけゆっくりと後ずさりしながらクマから離れる。
- ※クマとの間に立木等の障害物を入れることができる位置に移動することで突進を防ぐこともできる。
- ・背中を見せて逃げるとクマは本能的に襲ってくるので、走って逃げない。

問 福島県生活環境部自然保護課 電話024-521-7210
会津地方振興局県民生活課 電話0242-29-5295

節水にご協力ください

今後ゴールデンウィークを迎えるにあたり、帰省などにより水需要の増大が予想されます。水道施設の供給可能量は定住人口等を基準に計画されており、一時的な人口増加に対応できなくなる場合がありますので、日頃からの節水にご協力をお願いします。

家庭での節水方法

- ◇お風呂では、シャワーをこまめに止めましょう
- ◇お風呂の残り湯は、掃除や洗濯、庭への散水などに利用しましょう
- ◇洗車の際は、ホースからの流し洗いではなく、バケツに水を汲んで洗いましょう
- ◇野菜や食器は、流水ではなく容器にためて洗いましょう

問 建設課上下水道班 電話 4 2 - 2 1 1 7

ポリテクセンター会津からのお知らせ

ポリテクセンター会津では、下記のとおり職業訓練及び施設見学会を開催します。

職業訓練

- ① 募集期間 平成 2 9 年 4 月 1 1 日 (火) ~ 平成 2 9 年 5 月 1 0 日 (水)
- ② 募集コース名 電気設備技術コース
- ③ 募集定員 1 0 名
- ④ 訓練期間 平成 2 9 年 6 月 1 日 (木) ~ 1 1 月 3 0 日 (木) まで (6 ヵ月間)
- ⑤ 対 象 者 公共職業安定所に求職登録されている方で、就職に必要な知識・技能を身につける意欲のある方
- ⑥ 受 講 料 無料 (別途テキスト代がかかります)
- ⑦ 選 考 日 平成 2 9 年 5 月 1 7 日 (水) 午前 9 時 ~
受講申込み者に対し、筆記試験及び面接を実施します。

※受講を希望される方は、最寄りのハローワークに受講申込書を提出してください。



施設見学会

- ①開催日時 4月24日(月)
5月8日(月)、5月15日(月)、5月22日(月)、5月29日(月)
6月5日(月)、6月12日(月)、6月19日(月)、6月26日(月)
各日 13:30~15:30 (13:00 受付開始)
- ②内 容 ・いままでのキャリア(職業能力)にプラスして、新たな技能習得のための職業訓練について理解していただく説明会です。
・参加を希望される方は、最寄りのハローワークからお申し込みください。



問 ポリテクセンター会津 訓練課 電話 0 2 4 2 - 2 6 - 0 5 2 0 F A X 0 2 4 2 - 2 6 - 1 5 8 5
ハローワーク会津若松 電話 0 2 4 2 - 2 6 - 3 3 3 3

「多重債務相談窓口」及び「出前講座」について

「多重債務相談窓口」のご案内

財務省福島財務事務所では、借金を抱えお悩みの方々からの相談に応じています。借金問題はさまざまな方法で解決できます。お気軽にご相談ください。

相談窓口 財務省福島財務事務所 理財課

受付時間 平日 8:30~12:00、13:00~16:30 (原則)

電話 024-533-0064 (多重債務相談窓口専用)

「出前講座」のご案内

財務省福島財務事務所では、小学生から高齢者の皆様に向け、金融や国の財政等をテーマに出前講座を行っております。費用は一切かかりませんので、お気軽にお問い合わせください。

問 財務省福島財務事務所 総務課 電話024-535-0301

平成29年3月分工事等入札結果

平成29年3月の柳津町建設工事等入札のうち、指名競争入札により落札価格が100万円以上の工事・委託についての結果です。

なお、100万円以下の入札結果については役場2階総務課企画財政班において閲覧ができます。

指名競争入札 【工事】

(価格：税込価格 単位：円)

入札日	工事名	工事箇所	予定価格	落札価格	落札業者
3月7日	町民センター照明器具修繕工事	大字柳津 字諏訪町地内	1,627,020	1,620,000	有限会社佐々木電機商会
3月14日	道路災害復旧工事	大字久保田 字二百苅地内	5,064,120	4,860,000	有限会社西村土建
3月14日	道路災害復旧工事	大字黒沢 字前原地内	7,450,920	7,290,000	有限会社西村土建
3月14日	簡易水道中央監視設備整備工事	大字柳津地内 外	153,187,200	152,280,000	クシダ工業株式会社

問 総務課企画財政班 電話42-2112

柳津町役場職員配置図 (平成29年4月1日現在)

◇町長 井関 庄一 ◇副町長 矢部 良一 ◇教育長 目黒 健一郎

課等名	課長等名	班 名	班 長 名	班 員
総務課	角 田 弘	総務班 Tel 42-2112	杉原 満	鈴木 広明 伊藤 沙樹(新)
		企画財政班 Tel 42-2112	石川 英樹	佐藤 陽三 小島 彩 芳賀 睦
		税務班 Tel 42-2113	天野 一保	佐藤 富美枝 若林 雄太 上杉 江里
		西山支所班 Tel 43-2111	橋本 健	鈴木 貴雄
町民課	金子 佳弘	保健衛生班 Tel 42-2118	目黒 清志	成田 智恵 後藤 由美 星 貴章 二瓶 早紀 長谷川 勝広 (国保診療所) 鈴木 勝久 齋藤 彰子 鈴木 悠美(新)
		住民福祉班 Tel 42-2118	橋本 千恵	鈴木 彦隆 鈴木 麻椰 坂上 孝輔 鈴木 裕二(新)
保育所	佐藤 清子	保育班 Tel 42-2238	岩佐 美和	(柳津保育所) 長谷川 由利子 鈴木 トミイ 小川 里絵 長谷川 育実 和泉原 まゆ子 齋藤 有香 五野井ひかる 猪俣 翔太(新) 鈴木 牧子 菊地 和枝 (西山保育所) 齋藤 美和 齋藤 盛文(新)
地域振興課	菊地 淳一	観光商工班 Tel 42-2114	鈴木 秀文	新井田 雅人 樋 智人 秋津 栞 (奥会津振興センター) 田部 遼介
		農林振興班 Tel 42-2116	田崎 真一郎	田崎 あや子 佐藤 雄一 山内 健児 佐藤 明德 栗田 一路(新)
建設課	横田 勝則	建設班 Tel 42-2117	矢部 剛	鈴木 基永 木須 良行 船木 敏志 芳賀 貴 門馬 康介
		上下水道班 Tel 42-2117	伊藤 諭	関 満春 赤城 弘一 箕田 誠也
出納室	新井田理恵(会計管理者兼務) Tel 42-2388			宗像 浩代
教育課	横井 伸也	学校教育班 Tel 42-2115	杉本 明郎	黒澤 亮太 (給食センター) 矢部 郁子 齋藤 福子 鈴木 万里
		美術館班 Tel 42-3630	田崎 治	伊藤 たまき(新)
中央公民館	船木 慎弥	生涯学習班 Tel 42-3511	天野 美穂	ふれあい館 大竹 康一朗 (柳津公民館) (海洋センター) 長谷川 祐輔
議会事務局	天野 高	Tel 42-2390		早川 直美
農業委員会	局長・地域振興課長兼務	Tel 42-2116		横田 善登(農林振興班兼務)
選挙管理委員会	書記長・総務課長兼務	Tel 42-2112		書記・土橋 諭(総務班兼務)
監査委員事務局	事務局長・ 議会事務局長兼務	Tel 42-2390		

(新)：新採職員

※各班へのご連絡は直通電話でお願いします。

平成29年度 町税・料金などの納期限一覧表

月	納期限	町税				介護保険料	後期高齢者医療保険料	住宅使用料	水道・公共下水道使用料	農集排・林集排・簡易排水使用料
		町県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税					
4月	5月1日		1期	全期				4月分		4月分
5月	5月31日				1期	1期		5月分	4・5月分	5月分
6月	6月30日	1期						6月分		6月分
7月	7月31日		2期		2期	2期		7月分	6・7月分	7月分
8月	8月31日	2期			3期	3期	1期	8月分		8月分
9月	10月2日				4期	4期	2期	9月分	8・9月分	9月分
10月	10月31日	3期					3期	10月分		10月分
11月	11月30日				5期	5期	4期	11月分	10・11月分	11月分
12月	12月25日		3期							12月分
	1月4日						5期	12月分		
1月	1月31日	4期			6期	6期	6期	1月分	12・1月分	1月分
2月	2月28日		4期				7期	2月分		2月分
3月	4月2日							3月分	2・3月分	3月分
納入場所	柳津町役場出納室・西山支所 会津信用金庫 柳津支店 会津よつば農業協同組合 柳津支店 東邦銀行 坂下支店									

※ 口座振替の引落日は、毎月25日です。(休日の場合は、翌営業日)

▼町税等に関する問い合わせ先

総務課 税務班 (町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)

☎ 42-2113

町民課 住民福祉班 (介護保険料)

☎ 42-2118

町民課 保健衛生班 (後期高齢者医療保険料)

☎ 42-2118

建設課 建設班 (住宅使用料)

☎ 42-2117

建設課 上下水道班 (水道・公共下水道・農集排・林集排・簡易排水使用料)

☎ 42-2117

納めて成り立つ町民の暮らし、納期内に納めましょう！